



当法律事務所は前回のニュースレターにおいて、2026年6月30日までに議会に提出された法案および出された国会決議についてご紹介しました。

本ニュースレターに記載した法令情報の一部は、公式法令情報統合システムへの未掲載情報を含みます。そのため、正式掲載時には内容や表現が変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本ニュースレターに記載された情報は、国家大会議の電子システムにおいて「承認済み」と表示されている新規法案および法律改正案のほか、国家大会議広報局、政府、関係省庁、国税庁、社会保険庁、ならびに国会議員・閣僚等が公表した情報に基づき作成しております。

I. 審議された法案

モンゴル国議会の 2026 年春季通常会は 7 月 3 日に閉会しました。本稿では、同会期で承認された重要な法案をご紹介します。

1.1 租税関連法案

政府が提出した租税関連法の改正法案は、6 月 26 日に国家議会により最終的に成立されました。租税関連法の改正は、市民および企業を支援し、税負担を軽減することを目的としており、主な内容は以下のとおりです。

(i) 一般税法の改正

また、民法との整合性を図るため、一般税法第73条に第4項および第5項が新たに新設されました。これらの規定により、税務調査の実施命令書（調査決定）が交付された日から当該調査の決定が出されるまでの期間、未納の税金に対する遅延損害金は科されないこととされました。さらに、遅延損害金の総額は、期限内に納付されなかった税額、または税務署により不当にお過納された税額の50%を超えないよう上限が設定されました。

さらに、納税者が税務申告を修正できる期間が延長されました。具体的には、一般租税法第31.1項に定める申告修正期間は従来、翌税務年度までに限定されていましたが、翌2税務年度まで延長されました。

(ii) 個人所得税法の改正

市民および世帯の所得を保護し、雇用を促進する観点から、従業員に支給される賃金・給与に対する税率が次のとおり引き下げられました。

施行開始日	賃金・給与	税率
2027.01.01	792,000トゥグルグ以下	0%
	792,000トゥグルグ以上	10%
2028.01.01	792,000トゥグルグ以下	0%
	792,000超～200万トゥグルグ以下	1%
	200万トゥグルグ以上	10%

また、住宅取得促進を目的として、個人所得

税法第22.1項に非課税所得の種類が追加されました。モンゴル国民が、主たる居住地として登録され、居住用に供される住宅を連続して5年以上所有していた場合、当該住宅の売却により得た所得を非課税とすることが定められました。これにより、2027年以降、上記要件を満たす住宅の売却所得について、従来課されていた2%の税が免除される予定です。

(iii) 法人所得税法の改正

法人所得税法第22.5条の税額控除の対象所得に、「情報技術産業支援法第11.1条に定める仮想区域に登録された法人の事業所得に係る税」が追加されました。

また、法人所得税法第20.1条に基づき、従来は60億トゥグルグを超える課税所得に25%の追加税率が適用されていましたが、当該税率を引き下げ、60億から100億トゥグルグまでの中間区分を新設する内容の改正が行われました。

施行開始日	課税所得額	適用税率
2027年1月1日	60億トゥグルグ以下	10%
	60億超～100億トゥグルグ以下	60億トゥグルグ以下の部分：10%（6億トゥグルグ）
		60億トゥグルグ超過部分：15%
	100億トゥグルグ超	60億トゥグルグ以下の部分：10%（6億トゥグルグ）
		60億超～100億トゥグルグ以下の部分：15%（6億トゥグルグ）
		100億トゥグルグ超過部分：25%

さらに、法人所得税法第22.1条の改正により、法人所得税として納付した10%税額の90%を還付する優遇措置の対象となる課税所得の上限が、15

億トゥグルグから25億トゥグルグに引き上げられました。

(iv) 特別税法の改正

特別税法第6条の改正により、紙巻きたばこおよびこれに類するその他のたばこ、刻みたばこおよびこれに類するばら売りのたばこについて、輸入関税評価額の30%の税が課されることになりました。この部分では嗅ぎたばこを別途区分し、嗅ぎたばこには20%の税が課されることとなりました。

(v) 税務調査手続規程に関する意見募集

租税関連法の改正法案に伴い、税務当局は「税務調査手続規程」を改訂作成しており、8月6日まで、同規程に関する納税者の意見をオンラインで受け付けています。

1.2 社会保険一般法改正案

政府が提出した社会保険関連法の改正法案は、7月2日に最終採択されました。主な改正点は以下のとおりです。

規制項目	概要
複数契約を有する労働者 /第 7 条/	業務委託、請負、またはこれらに類する複数の契約を有する場合、自身に有利な条件の契約を2件まで選択して強制保険に加入します。
本業+副業 /7.4/	雇用契約を有する労働者が追加契約に基づき就労した場合、その追加所得について社会保険料を必ずしも納付しないことができます。
雇用主負担保険料の上限 /19.4-19.7/	雇用主保険料の計算対象となる賃金基金およびこれに類する所得に上限が設けられます。

小規模雇用主 の優遇 /第 21 条/	従業員が 5 人以下の雇用主について、最大 3 人の従業員に係る雇用主負担の一部保険料が最長 36 か月免除されます。国有・地方所有、外国・国際機関、NGO には適用されません。
初回加入者 /7.7/	これまで社会保険に加入したことのない国民について、最低賃金に係る年金保険料の 50%が最長 24 か月免除されます。

1.3 経済的自由に関する法律

経済的自由に関する法律は、国家議会の会期において 7 月 2 日に制定されました。同法は、私有財産、契約の自由、公正な競争、投資および事業活動を行う安定した環境を保護することを目的としています。

当初案では、経済的自由の原則に適合しない法律その他の法規範を適用しない旨が定められていましたが、採択版では、他の法令を同法の経済的自由の原則に適合させる内容へと穏やかな表現に改められています。

また、同法第 5 条では、事業者が法律で禁止されていない活動を自由に営み、経済関係に平等に参加する権利が保障されています。一方、第 11.4 項では、モンゴル国は国際貿易および投資に対し不当な障害を設けず、投資家の権利を保護することが定められています。

したがって、同法は、モンゴルおよび外国の投資家にとってより安定したビジネス環境を形成し、国家による不当な介入を制限し、事業者の権利を保護する上で重要であると考えられます。また、経済的自由が侵害されたと考える事業者は、関係機関または裁判所に申し立て、権利救済を求めることができます。

1.4 投資法の改正

経済的自由に関する法律案に伴い、投資法改正法案およびその他の関連法案が採択されました。

これらの改正および前節で述べた内容を踏まえ、外国投資家に対する税制支援・優遇措置、および外国投資家に生じる機会をご紹介します。

(i) 税制支援・優遇措置

外国法人の債務証券に係る利息所得に対する源泉徴収税率は、20%から 5%に引き下げられました。このように外国投資家に入る所得に対する税負担が軽減されることにより、投資家の所得は改正後の税率差である 15%分増加することになります。

一方、データセンターおよび人工知能センターの情報技術用途の設備の輸入品に対する関税が軽減されることとなりました。これにより、モンゴル国内で情報技術分野において事業を行っている、または将来行う予定の事業者のコストが低下し、さらに当該設備を輸出する事業者の売上増加につながる可能性があります。

(ii) 紛争解決

また、いかなる紛争であっても、調停手続において 6 か月以内に解決に至らない場合、投資家は当該紛争を国内または国際仲裁に付託できるようになり、国際仲裁により紛争を解決する権利が保障（確認）されました。

あわせて、投資貿易庁は投資家からの苦情を受け付け、関係行政機関へ勧告を送付するとともに、その履行状況の報告を受け、投資家の権利を保護する業務を行うこととなりました。

(iii) 外国銀行支店の設立要件

さらに、外国銀行がモンゴル国内に支店を設立する際、モンゴル銀行業界全体の払込資本総額の 20%に相当する資産保有を義務付ける要件が廃止されました。

これにより、これまで高い参入障壁を満たせなかった国際的な金融機関の参入が可能となり、市場における競争の活性化や、既存の国内銀行・金融機関の業務水準向上につながる環境が整います。その結果、利用者の選択肢が広がり、より高い利率での預金運用や、より柔軟な条件・低い金利での融資を受ける機会が増加すると期待されます。

1.5 気候変動法

気候変動法の目的は、環境、経済および社会の持続可能な発展目標に適合し、温室効果ガスのネットゼロ排出の達成に向けて、気候変動の緩和、適応および克服に係る取組を実施し、グリーンおよび気候ファイナンスの仕組みならびに炭素市場を発展させ、温室効果ガスのインベントリ、測定、報告および検証の統合制度を構築することにあります。

同法第 20 条第 20.1 項および第 20.2 項によれば、気候変動の緩和、適応および克服、天然資源の適正利用と効率向上、経済・社会の持続的成長の確保を目的とし、開発政策・計画、予算、金融政策およびグリーンファイナンス戦略に適合するプロジェクト、プログラムおよび活動は、グリーンファイナンスにより支援されます。

ここで「グリーンファイナンス」とは、環境の持続可能な発展の枠組みの中で、環境に好影響を与え、環境劣化を低減し、資源の効率的利用を促進することを目的とし、一定の基準を満たす投資および資金供与をいいます。

気候変動法に伴い多くの法律が改正されました。本稿では、そのうち事業者に有用と思われる主な改正点をご紹介します。

(i) 道路法の改正

気候変動法の制定に伴い、道路法には次の改正が行われました。

旧規定	新規定
-----	-----

官民連携の枠組みにおいて、国内外の投資家が自動車道路分野の建設に投資することを国が支援します。	官民連携の枠組みにおいて、国内外の投資家が自動車道路分野の建設において、道路・運輸分野に温室効果ガス排出の少ない、気候変動に強靱な技術、イノベーションおよび生産方法を導入することを国が支援します。
---	--

(ii) 耕作法の改正

気候変動法の制定に伴い、耕作法には次の改正が行われました。

旧規定	新規定
耕作法第14.2.1号に規定する土地を耕作の輪作体系に組み入れる目的で土壌肥沃度を改善する措置を講じた場合、国は支援を行うことができます。	耕作法第14.2.1号に規定する土地を耕作の輪作体系に組み入れ、農業分野に低炭素で気候変動に強靱な技術、イノベーションおよび生産方法を導入する目的で土壌肥沃度を改善する措置を講じた場合、国は支援を行うことができます。

1.6 道路交通安全法の改正

近時、モペット、スクーター等の車両に関する問題が増加しています。これには、道路交通規則を遵守しないことや、未成年者による運転などが含まれます。

これを受けて、道路交通安全法が改正され、モペット、スクーター等の車両を詳細に定義し、公共利用サービスを規制することとなりました。

同法によれば、モペット、その種類に含まれるスクーターおよびこれらと同等の仕様を有する車両（本稿では以下「モペット、スクーター」と略します。）の運転者は、車両運転者養成手続および研修プログラムに従って研修を受け、運転者

養成研修機関の登録・情報データベースに登録されていなければならない、またモペット、スクーターの所有者は当該車両を登録する必要があります。

(i) 違反法の追加

上記改正に関連して、違反法に次の追加が行われました。すなわち、

- 1)モペット、スクーターを運転して横断歩道を横断した者には5万トゥグルグの罰金；
- 2)モペット、スクーターを運転して道路交通に参加した18歳未満の子どもの父母または保護者には20万トゥグルグの罰金；
- 3)公共利用向けモペット・スクーターサービスを提供する法人が、自己所有のモペット、モペット・スクーターを登録せず、18歳未満の子どもおよび道路交通安全法第14.2条に定める研修を受けていない者にモペット、スクーターを運転して道路交通に参加させないための技術的措置を講じる法定義務を履行しなかった場合、50万トゥグルグの罰金；
- 4)公共利用向けモペット・スクーターサービスを提供する法人が、権限ある者が定めた駐車場所を除き、公共道路、街路、広場、公共の休憩・娯楽・体育目的の場所、公園、駐車場、緑地、公共住宅周辺の芝生、児童遊び場およびこれらに類する場所に車両を配置した場合、5万トゥグルグの罰金

がそれぞれ科される旨の追加が行われました。

また、道路交通規則に基づき、自転車、モペット、スクーターが道路交通に参加する際は、自転車道または自転車レーンを通行するものとされ、そのような道路・レーンがない場合または通行できない場合には、車道の右側端に寄って通行することになります。

II. 国家議会：重要な決議

2.1 一部鉱業プロジェクトを経済循環に組み入れることに関する決議

モンゴル国政府の2024年～2028年までの行動計画には、金の採掘量を増加させ、金精錬工場を設立し、鉱業分野の輸出品目を多様化する目標が盛り込まれています。これに関連して、金鉱床を稼働させることは輸出収入、外貨準備および国家予算収入を増加させる意義があるとして、決議案が国家大会議に提出されました。

本プロジェクトの実施により、毎年モンゴル銀行へ合計約5トンの金を納入し、輸出収入および税金、外貨準備を増加させ、地域経済、雇用および国家富基金の収入に好影響を及ぼすことが見込まれています。

ALISON & KATE PARTNERS

所在地: ウランバートル市、スフバートル区、第1ホロー、オリンピックストリート、セントラムオフィス、3階301/A号室、
ウェブサイト: www.akp.mn
メール: contact@akp.mn
電話: 7704-1414, 8013-0414